

令和2年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月18日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年6月18日	午前10時00分
	散 会	令和2年6月18日	午前10時43分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

12番	喜 納 政 樹	13番	宮 城 達 彦
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

6月18日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第8号	令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告)
6	議案第37号	本部町過疎地域自立促進計画の変更について (議案説明)
7	議案第38号	本部町税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
8	議案第39号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
9	議案第40号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
10	議案第41号	本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
11	議案第42号	動産の買入れ契約の締結について (議案説明)
12	議案第43号	令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第44号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
14	議案第45号	工事請負契約の締結について(伊野波橋橋梁整備工事(上部工)) (議案説明・審議・採決)
15	議案第46号	本部町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

○ 議長 石川博己 ただいまから令和2年第6回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 喜納政樹議員及び13番 宮城達彦議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの5日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月22日までの5日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきます。その前に、町民並びに行政当局におかれましては、今般の新型コロナウイルス対策につきましては万難を排し、本町観光立町としての位置づけの中で、多くの観光客が来町する中、一人の感染者も出さず大きな成果が出たものだと思われ、心から敬意を表するところでございます。よって行政並びに町民全ての皆さん方に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本部町民が一体となって、こういう緊急事態の中で協力をして、これからの本町発展のために大いに力を尽くしていただきますよう報告を申し上げます。それでは順次、日程に沿って報告をさせていただきます。

3月25日水曜日、令和元年度北部振興会第3回評議員会が北部会館で行われました。議題といたしまして、令和元年度北部振興会一般会計補正予算について。令和2年度北部振興会事業計画及び令和2年度北部振興会一般会計予算について及び北部振興会役員を選任についてが審議、採決されました。役員につきましては、これまで北部の振興発展のために頑張っていただきました宮城久和国頭村長から島袋秀幸伊江村長に会長職が移りました。監事につきましては、島袋秀幸伊江村長から宮城功光大宜味村長に替わりました。

3月27日金曜日、第7回北部地域基幹病院整備推進会議が北部会館で行われました。議事として、北部地域基幹病院整備に関する取組状況の報告と令和2年度事業計画及び予算についてが審議、採決されました。

4月2日木曜日、沖縄県町村議会議長会正副会長会が自治会館で行われました。協議事項として、全国町村議会議長会、基地関係協議会（仮称）の立ち上げについてと、沖縄県町村議会議長会の今後の事務局体制についてが協議されました。なお、詳しいことにつきましては、事務局のほうに資料がありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。行政報告を行う前に、私のほうからも一言だけメッセージを発信していきたいと思っております。やっところ、今少しばかり落ち着きを取り戻しました。2月、3月、4月、5月と新型コロナ感染症拡大防止のために、行政も相当汗をかきました。同時にまた議員各位の皆様方も町民と一体となってこの新型コロナを本部町に感染させるまいといったようなことで、町民みんなで取組を強化してきて、今日に至ったことに対しまして、心から敬意と感謝をこの場を借りて申し上げたいと、このように考えているところであります。特に医療関係者、野毛病院、そしてやまだクリニックについては、発熱外来を対応するなど、もう最前線で頑張ってくださいました。保育所についてもとても、学校が休校にある中で、保育所そして学童クラブについても献身的な地域貢献をしてもらったと思っております。その他飲食業、宿泊業など多くの経済団体が経済的な打撃を受けているこのさなかにございます。今ここに来て、やっ経済を少し元の形にというようなことで再起に取りかかっているところであります。そういったことで、これまでの感染対策に対しまして、全町民が一体となって取り組んできたことに対しまして、重ね重ねお礼を申し上げますと同時に、また第2波、第3波も取り沙汰されておりますので、これからは新型コロナ対策をやりつつ、また一丸となって経済の再興に取りかかれることを皆さん方に、議員各位の皆さん、町民の皆さんに対しましてお願いいたしまして、メッセージとしていただきたいと思っております。これからは一緒になって、心豊かなまちづくりのために一緒になって頑張りましょう。それでは町長の行政報告を行います。

令和2年3月1日から5月30日までの主な事項についての報告でございます。3月1日に本部高校の卒業式がございました。コロナ対策のため来賓は全て招待しないというような状況での取組でございましたけれども、あえて若い皆さんの新しい門出を祝したいというようなことで参画いたしまして、激励いたしました。

25日、沖縄総合事務局の吉住局長をはじめ、幹部のほうと本部町の関係課長の皆さんとで行政懇談会をしております。国が持つ各種事業に対しまして、今後いろいろと協力していただきますようにというようなことで、この行政懇談会の中でしっかりとお願いしたところでございます。

29日、那覇空港の第二滑走路の供用セレモニー、それに参加いたしました。国のほうからは官房長官をはじめ、国の幹部のほうも多くの皆さんが参画して供用開始のセレモニーが盛大に行われております。これからの観光、そして物流を含めて滑走路が果たす役割は大きなものがあるということでみんなで祝福いたしております。

30日、強いもとぶ経済づくり幹部会議を開いております。町内の商工会、観光協会、飲食業を含めて、経済10団体で構成しておりますけれども、その中で新型コロナウイルスに係る情報交換ですとか、あるいはこれからの経済づくりについての情報交換をしながら、懇親を深めております。

ページをめくっていただけますか。4月に入りまして14日ですけれども、北部広域のほうに新

型コロナ対策について、これは北部全域での対応策が必要だということで首長会議を開くようにと強力に本部町再度から要望、要請しております。16日に野毛病院と我が方で新型コロナ対策についての情報交換、意見交換を行っております。病院サイドからは北部全体で、いわゆる県北病院でもって、北部全体として発熱外来の対応をしていただきたいというような要望と、それからあと1点は、軽症者についての、北部地域でのホテルの借上げ対応についての要望等がございました。それを受けまして、20日に新型コロナウイルスに係る市町村の首長会議の緊急意見交換会が北部保健所のほうでございました。その中でも、その野毛病院からの意見というものを反映しながら北部全体を網羅するような形での発熱外来の病棟をつくるようにというようなことと、それから北部管内においても軽症者を療養するホテルの借上げ等について県のほうにしっかりと要望しております。

28日に光文堂コミュニケーションズのほうからマスクの寄贈がございました。ぜひ、光文堂コミュニケーションズの皆さんと顔を合わす機会があったときには、お礼を言っていただければありがたいと思っております。

28日同日ですけれども、本部町内での海、山でのレジャーに関する自粛を願いたいというようなことで、テレビ、新聞、マスコミ各社を招聘いたしまして記者発表会をしております。役場の横側の外のほうでありましたけれども、これは5月の連休に中南部のほうから多くのお客さんが、町内の皆さんが北部のほうに、本部町のほうに移動してくるというような、そういうことに対して自粛要請をマスコミを通じてやっております。

5月8日に飲食業組合のほうからコロナの経済打撃に係る支援要請についての要請書が手渡されております。

11日に花卉農協の本部支部のほうからの要請がありました。その対応をしております。

15日に農業を元気にするネットワークの会の皆さんのほうから要請書が手渡されました。これを受けて、県の農林水産部長に対しまして農業経営体の再生支援についての要請を本部町サイドからやっております。同日に沖縄県副知事にお会いいたしまして、副知事サイドにも農業経営体の最終支援についての県としての事業メニューの構築についてお願いしたいということで要請をしております。

20日になりまして、新型コロナウイルスの打撃を受けたものに対して、もとぶ経済再生支援プロジェクトチームということで、役場町内での経済再生を支援するプロジェクトチームを班長クラスの皆さんで、7名ですけれども、設置しております。これは主に国の持続化給付金とか、県の支援策がいろいろございますけれども、そういった事務的な部分について申請書類等の作成に当たりまして、役場のほうからサポートをするというような体制をとっております。そういった事務的な部分のサポートをするような、いわゆるプロジェクトチームを立ち上げて、目下、対応しているところでございます。

22日に本部町の青年農業者のほうから要請がありました。

そして27日に行きまして、14回目の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開いております。

これまで本町としては14回の本部会議を開きまして、その都度、いろんな局面がありましたけれども、その局面の中でいろいろと細かな方針、方向を出しながら、そして行動を呼びかけたり、行動を共にするような対応をしてきております。以上でございます。

○ **議長 石川博己** これですべての行政報告を終わります。

日程第5. 報告第8号 令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和2年第6回本部町議会定例会におきまして、1件の報告と10件の議案を提出してございます。その内訳は、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、過疎地域自立促進計画の変更議案が1件、条例の一部改正議案が5件、工事請負契約の締結議案が1件、動産の買上げに係る契約の締結議案が1件、補正予算議案が2件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 報告第8号でございます。

報告第8号 令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

説明につきましては、3ページ目で説明をいたします。今回は、15件の事業を繰り越しております。事業執行につきましては、翌年度に繰り越すことのないように、それぞれ事業の工程を組んで、年度内完了に向けて取り組んでいるところではございますが、補助金の交付決定等が年度の後半になるケースもあることから、繰り越さざるを得ない事業もございます。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは個別の事業の報告をいたします。

3ページ中、金額の欄がありますけれども、上段の括弧書きは全体事業、下段は繰越しの金額になります。それでは社会保障・税番号制度システム整備事業、59万6,000円の繰越しでございますが、こちらは母子保健に関する情報を、全国市町村間で連携が可能になるシステムの改修でございます。国が示す標準レイアウトが本年1月になったことから、年度内に間に合わず繰り越しているものでございます。6月の完了予定でございます。

プール棟解体工事、2,944万2,000円の繰越しでございます。こちらは老朽化しております本部小学校のプールを解体いたしまして、同場所に児童クラブ、学童クラブでございますが、その施設を建設する事業でございます。児童クラブの建築発注予定が7月頃を予定しております。現場の安全管理上、解体工事後に門を開けずに児童クラブの建築に入れるように繰り越しているものでございまして、7月20日の完了予定でございます。

続きまして、本部農業振興地域整備計画策定業務、523万6,000円の繰越しでございます。こちらは沖縄県との調整並びに現場確認等に時間を要しております。そのために繰り越しております。

12月末の完了予定でございます。

続きまして、災害に強い高機能型栽培施設導入推進事業、2,917万2,000円の繰越しでございます。こちらは3か所の農家に農業用ビニールハウスを整備する事業でございます。交付決定が昨年11月27日にありまして、必要な後期を確保することができずに繰り越しているものでございます。6月末完了の予定でございます。

本部半島・伊江島エリア観光促進事業、こちらは12億3,936万1,000円の繰越しでございます。現在、大浜に建設中の観光拠点施設の整備事業でございます。交付決定が昨年12月13日にありました。必要な工期を確保することができずに繰り越しているものでございます。令和3年3月末完了予定でございます。

続きまして、健堅本部落線道路改良事業から満名川線道路整備事業までにつきましては、用地買収に時間を要したため繰り越しているものでございまして、いずれも令和3年3月末の完了予定でございます。

伊野波本線道路改修事業、1億5,731万9,000円の繰越しでございます。伊野波橋の上部工を整備する事業でございます。交付決定が今年3月になりまして、必要な工期を確保することができずに繰り越しております。こちらは令和3年3月末完了予定でございます。

続きまして、謝花第2団地新築整備事業、2億1,774万5,000円。こちらは隣地補償物件の交渉において時間を要したため繰り越しているものでございます。11月末で外構等全て工事が完了する予定でございます。入居開始は年明けの1月上旬を予定しております。

嘉津宇団地新築整備事業、1,672万5,000円。こちらは団地の設計費の繰越しでございます。用地買収に時間を要したため繰り越しております。5月1日に事業が完了しております。

続きまして、次のページ。スクールバス購入業務、789万9,000円。こちらは崎本部小学校が本部小学校に統合したことに伴い、崎本部地域の児童の送迎用スクールバスの購入事業でございます。受注生産であることから年度内の納車が間に合わず繰り越しております。納車が完了しております。6月10日から運行を開始しているものでございます。

続きまして、上本部小中一貫校校舎等改築事業、7,816万円、すみません、こちらは小と中の分がございます。小学校の分が2億3,591万6,000円、中学校分が7,816万円でございますが、こちらは上本部小中一貫校の体育館の改築事業でございます。旧校舎の解体工事の遅延の影響により本事業を繰り越しております。こちらは今月、6月末の完了予定でございます。以上、報告を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号 令和元年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6. 議案第37号 本部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 議案第37号 本部町過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、平成28年3月10日第2回本部町議会定例会で可決された本部町過疎地域自立促進計画において、過疎地域自立促進特別措置法に基づいた事業を実施するため、本計画を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第7. 議案第38号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第38号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律、関係政令及び省令が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本部町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8. 議案第39号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第39号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、本町でも同様の取扱いを行うため、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9. 議案第40号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第40号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ労務に服することができなくなった給与等の支払を受けている被保険者に対し、一定期間に限り傷病手当金の支給をするため、本部町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第41号 本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第41号 本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第42号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第42号 動産の買入れ契約の締結について。塵芥車購入業務について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、塵芥車購入。2、契約の相手、住所、本部町字谷茶2番地、会社名、有限会社本部自動車、代表者名、代表取締役謝花良和。3、契約金額、750万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第43号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第43号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第44号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第44号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

なお、本案件につきましては、質疑並びに審議採決まで行います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号 工事請負契約の締結について。伊野波橋橋梁整備工事（上部工）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、伊野波橋橋梁整備工事（上部工）。2、契約の相手、本部町字伊野波728番地1、有限会社丸崎建設・有限会社丸良電建工業 特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社丸崎建設、代表取締役崎浜吉秀。3、契約の金額、1億4,179万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。議案第45号資料の伊野波橋橋梁整備工事（上部工）請負契約概要です。1の工期が210日間。2の指名業者は本部造園株式会社・有限会社比嘉建設工業 特定建設工事共同企業体から有限会社仲建工業・有限会社沖工設 特定建設工事共同企業体まで6者でございます。3の工事概要としまして、橋梁上部工（PC桁）工事、延長が44.7メートル、幅員が9.5メートルで、上部工一式、桁購入一式、運搬工一式、道路復旧工一式でございます。

次のページは、入札結果報告になっております。

次のページ、議案第45号資料、A3の一般図をご覧ください。赤色の部分が今回施工する部分でございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第45号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第46号 本部町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第46号 本部町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本部町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町立学校における令和2年度の夏季休業日が短縮されたことに伴い、8月の学校給食の提供日数が増加したため、それに応じた8月の学校給食費が生じることになった。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前10時43分）